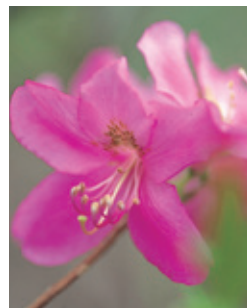




人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ



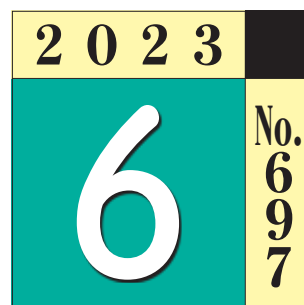
村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



馬場村長初登庁／2023年4月27日

- 02 トピックス 北海道土地連優良職員功労表彰受賞・当選証書付与式・ほか
- 04 むらの事件簿 都小中学校で避難訓練実施・収れん火災をご存じですか？ ほか
- 06 健康支援センターだより 高齢者肺炎球菌ワクチン・歯と口の健康週間 ほか
- 08 お知らせ伝言板 赤井川村長選挙・議会議員選挙当選結果・大西敏典氏が人権擁護委員に再委嘱 ほか
- 16 赤井川村写真館・編集後記



トピックス



北海道土地連優良職員功労表彰受賞

2023.4.17 赤井川村役場

この度、北海道の土地改良事業の推進と発展に顕著な功績のあった優良職員として、北海道土地連（土地改良事業団体連合会）表彰規程に基づき、原 智之さん（産業課土地改良係・嘱託員）に表彰状と記念品が贈呈されました。

この度は、表彰おめでとうございます。ご功績を祝うとともにご健康をお祈り申し上げます。

当選証書付与式

2023.4.24 赤井川村役場

令和5年4月23日執行の赤井川村長選挙及び赤井川村議会議員選挙の当選証書付与式が、赤井川村役場にて行われました。

式では、赤井川村長選挙当選者から赤井川村議会議員選挙当選者の順に一人ひとりへ手渡され、選挙管理委員会委員長よりお祝いの言葉が送られました。

当選結果については、お知らせ伝言板に掲載しています。



馬場村長初登庁

2023.4.27 赤井川村役場

令和5年4月23日執行の赤井川村長選挙に当選した馬場村長が、4月27日（木）に2期目の初登庁を行いました。当日は天気もよく、庁舎前にて花束を贈呈され、職員一同の拍手で出迎えられ、庁舎内へ向かいました。

その後、職員に対し2期目の村政運営に対する基本的な考えの訓示がありました。

※2期目の所信表明につきましては、広報あかいがわ7月号の「議会だより」にて掲載いたします。





みやこ公園パークゴルフ場オープン

2023.4.29 みやこ公園パークゴルフ場

4月29日(土)に、みやこ公園パークゴルフ場がオープンしました。オープン前には赤井川村パークゴルフ協会会員により、コースのゴミ拾いも行われました。

今年も、みやこ公園でパークゴルフをお楽しみください!

赤井川村商工会女性部2部門で表彰受賞

2023.5.11 札幌市

北海道商工会女性部連合会通常総会内にて赤井川村商工会女性部が「部員加入促進」、「事業活動」の2部門で表彰を受けました。

部員加入促進については、対象者への声掛けや部員募集のチラシの作成などの活動を経て年間純増5名を達成し、表彰及び報奨金を受けました。事業活動表彰では、村民参加型フリーマーケット「かるでらマルシェ」についてアイデアや、収益の使い道(中学校卒業生への記念品贈呈)、事業立ち上げの背景などが総合的に評価され表彰及び副賞を受けました。

赤井川村商工会女性部の皆さま、この度の受賞おめでとうございます!皆さまの益々のご活躍を祈念いたします。



令和5年度陸上競技教室

2023.5.13 山村広場

山村広場にて、陸上競技教室を開催しました。低学年、高学年、中学生の3つのグループに分かれて指導が行われました。低学年は楽しく体を動かし、高学年や中学生は技術的な指導を中心にトレーニング方法を学びました。

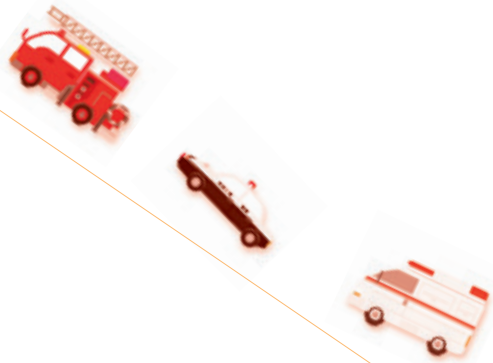
これからの運動会や中体連では、陸上競技教室で学んだことを活かして頑張ってください!

わかりやすく丁寧な指導をしてくださった先生方、ありがとうございました。来年も開催する予定ですので、是非また参加してください。参加されたみなさま、お疲れさまでした。

赤井川村の新しいお祭りが今秋誕生。
赤井川村の農産物、グルメ、アクティビティを
まるごと満喫する2日間!
令和5年9月9日(土)10日(日)
まるっとカルデラ農村フェス
開 催 決 定

そして、このお祭りを実行委員会とともに進める「村まつりサポーター」を随時募集中!一緒に楽しいお祭りを作り上げ、赤井川村をより一層盛り上げましょう!

〈問合せ〉まるっとカルデラ農村フェス実行委員会事務局
TEL0135-34-6755(赤井川村商工会)



の ら む 簿 件 事

都小学校で 避難訓練実施

5月1日に都小学校で避難訓練が実施されました。避難訓練後に5・6年生と先生が消火器を使用した消火訓練を行いました。



収れん火災を ご存知ですか？

■収れん火災とは

収れんとは、太陽からの光がレンズや鏡によって反射や屈折して1点に集まることをいい、そこに燃える物があると火災になる場合があります。これを「収れん火災」といいます。

原理としては、虫眼鏡で太陽光を一点に集めて発熱

させる理科の実験と同じことです。この火災は、太陽の位置、気象条件、収れんを起こす物の位置、燃える物の存在など様々な条件が重なったときに発生するため注意が必要です。

一度、窓際、ベランダ、縁側などの太陽光が当たる場所を点検しましょう。

■収れん火災の原因となるものは？

- 水を入れたペットボトル
- 金魚鉢
- ガラス玉
- 鏡
- ビニールハウスの屋根（水が溜まった部分）

■火災事例

○ベランダに置いていた水を入れたペットボトルに太陽の光が集まり付近に置いていた段ボールから出火した火災。

○窓際に置いていた水を入れたペットボトルに太陽の光が集まり室内の壁が燃えた火災。

○ビニールハウスの屋根に雨水が溜まりレンズ状になって、太陽光が集まりビニールハウス内に置かれた紙くずから出火した火災。

■収れん火災を防ぐポイント

○窓の近くや車のダッシュボードにペットボトルなどの光を集める物を置か

ないようにしましょう。
○長時間外出するときは、カーテンを閉めるようにしましょう。

余市警察署だより



二輪車の交通事故防止

小樽市から赤井川村にかけての毛無峠（国道393号）は二輪車の死亡事故多発路線です。

◇令和2年に3件
◇令和4年に2件の死亡事故が発生しています。

■交通ルール・マナーの遵守

スピードの出し過ぎは、カーブで曲がりきれずに路外逸脱事故や対向車線にはみだして正面衝突事故などに繋がるおそれがあります。

■ゆとりをもったツーリング

バイク仲間とツーリング中に、自分の遅れを取り戻そうと無理な運転をして交通事故を起こすことが考えられます。仲間とツーリングをする際には、ゆとりをもった計画を立てましょう。

夏山遭難の防止

体力や 技術の過信

事故のもと

■無理のない計画と登山計画書の提出

技術体力等に応じた山を選び、無理のない計画を立てましょう。

■複数人による登山

経験豊富なリーダー等と一緒に登山しましょう。

■万全の装備と余裕ある食料等の準備
十分な装備と停滞時に備えた食料や燃料等を準備しましょう。

■通信機器の所持

万一の遭難に備え、携帯電話等を必ず持ちましょう。

■気象情報の確認

必ず天気予報を確認し、登山の中止や引き返すなど安全な登山に努めましょう。



特殊詐欺被害防止講話(出張)のお知らせ

事業所や町内会等の会合に出向いて特殊詐欺被害防止の講話を行います。
講話の内容は、特殊詐欺被害の現状や被害に遭わないための対策等についてです。

講話を希望される方は事前に電話でお申し込みください。

お問い合わせ・申込先

余市警察署生活安全係
Tel 2210110
(内線262)

運転免許更新時講習

新型コロナウイルス感染防止対策のため受講制限を行っていますので、受講を希望される方は、事前に予約を行ってください。

優良運転者講習(30分)

6月8日(木) 午後3時30分
6月21日(水) 午後2時30分

一般運転者講習(1時間)

6月21日(水) 午後1時
違反運転者講習(2時間)

初回講習(2時間)

6月8日(木) 午後1時
6月8日(木) 午後1時

※会場は全て余市町中央公民館です。

※該当する講習をご確認の上、警察署等で更新手続き後、受講願います。

※「優良運転者」は過去5年間違反なし、「一般運転者」は過去5年間で軽微な違反が1回のみ、初回講習は運転免許を取得して5年未満、それ以外は「違反運転者等」講習を受講することとなります。

山菜採りで遭難しないために

後志管内では、毎年、雪解けにより山菜が多く採れる6月頃に遭難事故が多発しており、**道内一の山菜採り危険地域**です。

特に蘭越町・島牧村での「タケノコ」採りによる遭難事故が多く、**死者・行方不明者も発生**しています。また、近年は札幌近郊からアクセスの良い地域や採りやすい地域でも遭難事故が発生しています。

捜索には、警察官、消防職員や消防団員のほか、役場職員の多くの人が携わります。

捜索が長期化すると、**額の経費**がかかります。そのため、**ご本人やご家族に経費の一部を負担していただくことがあります。**

■**お出かけ前のチェック表**

○行き先、帰宅予定時間を家族等に伝えましたか？
○仲間と一緒にいきますか？
○天気予報を確認しましたか？

○自分や仲間の体調は大丈夫ですか？
○目立つ服、寒さに備えた服装ですか？

○今一度、持ち物を確認しましたか？
(携帯電話、水、非常食、雨具、方位磁石など)

■**道に迷ってしまったら：**
○落ち着いて警察(110番)に連絡しましょう。
○むやみに動かずに体力を温存しましょう。

○携帯電話のバッテリーの消耗を考え、使用を控えましょう。

○捜索隊やヘリコプターが見えたら、木の枝を揺らしたり、タオルを振り回すなどして、相手に合図を送りましょう。

地域おこし協力隊 活動報告日誌

No.1 地域おこし協力隊とは

赤井川村では、平成26年度より地域おこし協力隊員(以下、隊員)を受け入れ、これまで10名以上の隊員が道の駅での業務やふるさと納税に関する業務、村の魅力PRの活動を行ってきました。

今年度より、新たに有害鳥獣対策、地域福祉活動などを行う隊員が着任します。

隊員は、活動内容により勤務内容・時間・場所が異なります。そのため、「役場の職員みただけけれど、なんだか違う仕事をしている人」という印象をお持ちの方も多いのではないのでしょうか。

「地域おこし協力隊 活動報告日誌」として、着任している隊員の活動を紹介します。初回の今回は「地域おこし協力隊とは？」がテーマです。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期は概ね1年～3年です。

令和4年度で6,447名の隊員が全国で活動していますが、地方への新たな人の流れを創出するため、総務省では隊員数を令和8年度までに10,000人とする目標を掲げており、目標の達成に向けて地域おこし協力隊の取り組みを更に推進することとしています。

(出展：総務省)

つまり…

都会(都市部)から田舎(過疎地域など)へひと(隊員)を呼び込み、地域の活性化や住民支援を行い、最終的にそのまちへの定住・定着を目指す取り組みです。

次月号より、隊員の活動状況について、隊員本人が原稿を作成し報告いたします。どのような活動報告がされるのかお楽しみに！

健康支援センターだより

日が沈む時間が遅くなってきました。今年の夏至（1年で最も昼の時間が長い日）は6月21日。この日を過ぎるといよいよ夏の到来です。熱中症予防のためにも、こまめに水分補給しましょう。

高齢者肺炎球菌ワクチン

肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。肺炎は日本の死亡原因第5位となっており、また、成人の肺炎の内4分の1は3分の1は肺炎球菌が原因と考えられています。

65歳以上で次の生年月日に該当する方は、肺炎球菌ワクチンの定期接種を1回受けることができます。※過去に接種を受けたことがある方は定期接種の対象となりません。

対象となる方には、予診票・ワクチン説明文・接種可能医療機関一覧表を郵送してまいりますので、内容をご確認の上、令和6年3月31日までに接種していただきますようお願いいたします。

(1) 下記の生年月日の方

65歳となる方	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生
70歳となる方	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
75歳となる方	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
80歳となる方	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
85歳となる方	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
90歳となる方	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
95歳となる方	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
100歳となる方	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生



(2) 60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方。

歯と口の健康週間

令和5年6月4日～10日は歯と口の健康週間です。もともとは、6（む）4（し）と読めることから6月4日を虫歯予防デーとしたことがはじまりです。

虫歯や歯周病の原因となる菌は、食べかすのイメージを持つ方もいますが、細菌の塊です。歯垢は歯と歯の間、奥歯の噛み合わせ、歯と歯茎の境目に付着しやすいのでしっかりと歯磨きをして取り除きましょう。歯に付着した歯垢が取り除かれずにそのまま放置されると、唾液に含まれるカルシウム成分と結びついて歯石（石灰化）になります。歯石になると歯磨きで取り除くことはできないので、歯垢のうちに取り除くことが重要です。もしも歯石ができたなら早めに歯科医院で取り除いてもらいましょう。歯が痛い・沁みるなどの自覚症状がなくても定期的に歯科健診を受けましょう。

成人の風しん抗体検査のお知らせ

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の方は風疹の定期予防接種の対象者として追加されました（平成31年2月予防接種法施行令改正）。

対象の方には無料で抗体検査や予防接種を受けることができます。クーポン券を、令和2年度に郵送しております。そのクーポン券の有効期限が「令和3年3月31日」と記載されていますが、令和7年3月31日まで使用することができ、是非検査及び予防接種を受けてください。

クーポン券を紛失された方は再発行が可能です。また、他市町村から転入された方をお持ちのクーポン券を使用できません。いずれも改めて発行しますので保健福祉課保健係までご連絡ください。

お問い合わせ

保健福祉課保健係
TEL 3512050

献血へのご協力ありがとうございました

令和5年4月6日（木）に移動採血車「ひまわり」が来村し献血を実施しました。今年度の移動採血車での献血は30名の方にご協力をお願いできました。

結果

○赤井川村役場駐車場
400ml 10名

（中止 3名）

○キロロリゾート（トリビュート、マウンテンセンター）
200ml 1名
400ml 13名
（中止 3名）

血液は採血後21日間しか有効期限がありません。

少子高齢化による16歳〜69歳の献血可能年齢の方の人口減少、新型コロナウイルス感染症の影響から未だ献血運動が縮小傾向となることから道内でも全ての血液型で不足状態が続く見込みです。

今年度、村内で実施する献血は今回のみとなりますが、近隣町村でも実施することがありますので、移動採血車を見かけた際には、皆様のご協力をお願いいたします。

赤井川村スポーツ賞等表彰候補者選考基準

赤井川村では、スポーツで著しい成績を上げた方に対して、スポーツ賞等の表彰を行っています。

赤井川村表彰の選考は、表彰規則第2条の規定に基づき、左記のとおりとなります。

該当する場合は、報告期限までにご連絡ください。

■スポーツ賞・スポーツ奨励賞

対象となる競技日現在、村に住民登録を有する者とし、表彰日現在、在住の有無は問いません。

■スポーツ振興賞

村内に在住し貢献した者とし、表彰日現在、在住の有無は問いません。

■学生

村の出身で、生計を同じくする者が村内に在住している場合は在住者とみなします。

■報告期限

7月31日

■応募・お問い合わせ

教育委員会
TEL 4816281

区 分	スポーツ賞	スポーツ奨励賞
大会規模	全道規模以上の大会 （全道規模以上の大会とは、市町村大会や地区大会、管内大会等の選抜を経た者による全北海道の選考会・大会とする）	後志管内規模以上の大会
成 績	6位以上 （全国大会出場者は選考検討の対象とする。地区大会を経て、かつ一定規模以上であることとする。但し、小学生は除く）	3位以上 （準ずる者もできる）
再受賞の除外	過去の受賞者を除く	スポーツ賞受賞者を除く 毎年対象とする
スポーツ種目	過去受賞者であっても種目が違う場合対象とする	同一種目でも対象とする
表 彰	盾、団体の場合メダル	盾、団体の場合メダル
団 体	メンバーが違う場合対象 村外者と組んだ場合対象	村外者と組んでも対象とする

お知らせ 伝言板

赤井川村長選挙・議会議員選挙当選結果

令和5年4月23日執行の赤井川村長選挙及び赤井川村議会議員選挙の当選者について、次のとおりお知らせします。

なお、両選挙とも定員を越えなかったため、無投票となりました。

■赤井川村長選挙

馬場 希(現・再)

■赤井川村議会議員選挙

岩井 英明(現・再)

曾根 敏明(現・再)

山口 芳之(現・再)

能登 ゆう(現・再)

川人 孝則(現・再)

阿部 猛(新)

藤門 弘(元)

連 茂(現・再)

※議会議員選挙当選者については届出順に掲載しています。

※敬称略、現Ⅱ現職、新Ⅱ新人、元Ⅱ元職、再Ⅱ再選

議会議員の役職等については、広報あかいがわ7月号の「議会だより」にて掲載予定です。

大西敏典氏が人権擁護委員に再委嘱

大西敏典氏が令和5年4月1日付で、法務大臣から人権擁護委員に再委嘱されました(4期目)。今後ともよろしくお願ひいたします。



令和5年度農作物作付面積調査

例年、農業者の皆さまにご協力をいただき実施している農作物作付面積調査ですが、平成25年度より効率良く調査データを収集するため、村と農協との合同による調査を実施しております。対象者を分担し、重複した調査を避けることで少しでも農業者の皆さまの負担を軽減できると考えております。

調査対象者には村より

6月上旬頃より調査票を送付しますので、調査票が届いた方は必要事項を記載の上、**6月30日(金)まで**に赤井川給油所または役場産業課農政係へ持参もしくはFAX(役場番号…3416644)による提出をお願いいたします。また、ご自分での記載が難しい場合には、後日統計調査員又は担当職員が伺い、記載のお手伝いをした上で回収いたします。

調査が円滑に実施できるよう、農業者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■お問い合わせ

住民課住民係・産業課農政係
TEL 48-6276
(産業課直通)
Fax 34-6644

道路愛護運動

毎年、道路愛護啓蒙運動の一環として取り組んでいる「道路愛護運動」が、各区会のご協力のもと、行われています。

この運動は、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路を利用しての皆さまに改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識していただき、美

しく、安全に利用する気運を高めることを目的として実施されています。

今年度も早めの4月及び5月に、旭丘・一都・二都区会の皆さま(合計70名参加)に道路清掃を実施していただき、道路もきれいになりました。

旭丘・一都・二都区会の皆様、道路愛護運動へのご協力、誠にありがとうございます。

8月の運動については広報7月号にてお知らせしますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。

◆◆赤井川村SOSネットワーク◆◆

高齢者がいなくなったことに気づいたら
すぐに余市警察署へご連絡ください

「高齢者の行方不明が発生した」と伝えてください。

Tel 0135-22-0110

農業委員会だより

農業委員会総会 第36回

開催月日／4月28日

◆会議案件

◆賃貸借契約等の解除について

◆農地法第3条第1項の規定による許可申請について

◆農用地利用集積計画の決定について

◆農地法第5条の規定による許可申請について

お知らせ

◆農地（田・畑など）について、次のいずれかに該当する場合、手続きが必要となりますので農業委員会までお知らせ願います。

◆農地を転用するとき

農地の転用とは、田や畑などの農地を、宅地などの農地以外に使用することを行います。

農地を転用する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。転用の計画がありましたら必ず事前にご相談ください。許可を受けないで転用した場合、許可の内容と異なる目

的に転用した時には、厳しい罰則が定められており、場合によっては原状回復を含めた是正指導が行われます。また、農地以外であっても農業振興地域に該当する土地であれば別途届出が必要になりますので、産業課農政係までお問い合わせください。

なお、農地の利用や保全に必要な施設（農道・農業用倉庫等）を200平方メートル未満の農地を利用して転用する場合は、許可申請ではなく、届出になります。

◆農地を売買、贈与するとき

農地を農地のままで売買等する場合は、農地法第3条に基づいて申請し、農業委員会の許可を受けなければなりません。この許可は耕作目的で農地を取得するもののため、農地を取得した方は、自ら農作業に常時従事しなければなりません。

◆相続で農地を取得したとき

相続により農地を取得した場合、農地法の許可は不要ですが、すみやかに農業委員会へ届ける必要があります。（農地法第3条の3第1項）

◆農地情報の提供のお願い
皆さまから提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めた方、農地以外の方、農業経営の規模拡大を考えている方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。

また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談ください。

◆受付件数 売渡希望 8件
買受希望 2件
（令和5年5月11日現在）

「早期注意情報」を活用した事前の備え

気象台では、大雨・大雪・暴風（暴風雪）・波浪・高潮で警報級の現象が5日先までに予想されるときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として「高」「中」の2段階で発表しています。

警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きい。ため、可能性が高いことを示す「高」だけでなく、「高」ほど高くないが可能性が一定程度認められることを示す「中」も発表しています。旅行計画や行事予定、屋外での作業の参考に早期注意情報をご利用ください。

◆石狩・空知・後志地方の早期注意情報（警報級の可能性）
https://www.jmago.jp/boasai/probability/#area_type=offices&area_code=016000



■お問い合わせ

札幌管区気象台地域防災推進課
TEL 011-611-6149

「しりべし」まち・ひと・しごと」マッチング

人を募集している方、お仕事を探している方へのお知らせです。

後志総合振興局では、管内市町村ほか関係機関と連携のもと「しりべし」まち・ひと・しごと」マッチングプラン無料職業紹介所」を

開設し、求人を募集している企業とお仕事を探している方のマッチングを実施しています。

■求人を募集している企業様へ

求人をご検討されておりましたら、ぜひ左記までお知らせください。

■後志管内で働きたい皆様へ

後志管内での就職先に関するご相談を受け付けております。後志管内でお仕事をお探しの方は左記までご連絡ください。

■お問い合わせ

○後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係

○しりべし「まち・ひと・しごと」マッチングプラン無料職業紹介所

TEL 0136-23-1362
shiribeshi.citmatching@mail.pref.hokkaido.jp

ホームページ
http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.jp/ss/srk/matching/j_top.html



区会懇談会の質疑・要望事項への回答

村民の皆さまの声を着実に行政に反映するため、昨年11月に区会懇談会を実施しました。

懇談会の中で出された主な質疑・要望事項への回答を掲載いたします。



区会懇談会の様子

【総務課所管】

○風力発電が巷で話題になっているが、人体にどれほどの影響があるのか。↓低周波に関して、国においても明確な基準がなく、人によって感じ方は様々であると言われています。

村では、判断材料が乏しいため、計画に対して現状肯定も否定もしていません。事業者には、懸念される事項について資料をもって説明できるように投げかけています。

現時点で村内において風力発電計画があるのは、関西電力(株)(以下、関電)、(株)日立パワーソリューションズ(以下、日立)の2社です。

○風力発電については、低周波による健康被害、大量樹木の伐採による土砂崩れ、鹿が増加する危険性がある。

環境省の風力発電調査(H22・24年)の結果をみると80デシベルと非常に高い低周波が出ている。5km離れてもほとんど減少しない。村のほとんどの住民が80デシベルの低周波を浴びる形になる。非常に危惧している。

村で計画されている風力発電については、村民の健康、暮らしを守るためにも安全性が確認できなければ、今後も慎重な判断をお願いしたい。

↓公共性と健康被害の部分を天秤にかけることはよくないと思います。国が環境基準に低周波を入れないのは何かあるのか、何もないから入れられないのかということもあるが、国にも明らか

にしてもいいながら我々も判断していくしかないと思っています。

感覚であるとか、誰かが言っているとかではなく、数値的根拠等を見ていかなければなりません。関電へは、我々が納得できるバックデータを依頼しています。最終的には議会の意見を聞いて行政としての意見を出していきたいと思っています。

○レンタルオフィスを整備するとのことを耳にした場所はどこを考えているのか。

↓常盤の山村活性化支援センターを考えており、集会施設の機能を残しながら国の補助制度を利用してレンタルオフィスとしての活用を考えております。

○財政健全化アクションプランについて住民へ示したことは評価に値する。観光協会の廃止は良いと思うが、議会費の削減や職員の削減についても考えた方が良いのではないのか？

↓職員数については定数45に対し現在3名の減、令和5年度に1名採用し2名減で行いたいと考えています。人手が足り

ない状態が続いた場合は、道職員の派遣事業等を活用しながら考えていきたいと思っています。

○轟の水力発電調査はどうなったのか。(総務係)

↓水量、整備費等を考慮すると、厳しい状況のようです。年明けには方向性を判断することとなります。

○少ない参加を理由にして、住民懇談会がなくなるらないようにしてほしい。

↓少ない区会参加が1人だったのが、少ない参加であっても今後も住民懇談会は続けていくつもりです。

○風力発電の集会所が開催されたようだが、村の考え方はどうなのか。(総務係)

↓再生可能エネルギー(以下、再エネ)に対し、「反対」ありきではなく、風力発電に対する勉強会と聞いています。今、村内では関電と日立の2つの計画があります。村にはかからないが、小樽市・余市町には双日(株)による風力発電計画も環境影響評価法に基づく手続きが進められています。

実際に、村内で風況調査をしているのは日立、関電は調査前の環境に係る

法定手続きを進めています。村では、再エネガイドラインを設けており、それに基づいて事業者対応をしています。

○旧小樽赤井川ゴルフクラブの太陽光発電は稼働しているのか。また、地熱調査はどうなっているのか。

↓太陽光発電は管理され、発電も行われています。なお、地熱調査は終了したものではありません。

○体育館前のボーリング調査、50度のお湯をどのように暖房に使うのか？100度くらいに上げて大丈夫か。

↓お湯は温泉と体育館の補助暖房利用が主目的ですが、温度と量が十分に確保された場合は、温泉熱を熱交換してエネルギーを取り出す方法を用いる予定です。(※新規掘削により約60度の泉源が確保されました)

○その施設を作るにもいくらかかるのか計算して、大丈夫なのか。

↓温泉資源の掘削調査として事業費は約1.8億円かかりますが、計画を作り事業費のほとんどは国の補助制度を活用してい

INFORMATION

ます。来年度、温泉熱利用の設備導入をする場合も国の補助を活用し、極力村の資金を使わないように考えています。

○もし、何もでなかったら
どうなるのか。

↓熱エネルギーが村の中に
 どれだけあるかという調
 査を国の補助で実施して
 おり、一定の湯量、湯温の
 確保が見込まれています。



温泉掘削時のやぐら

(企画地域振興係・産業係)

○風力発電は村長がOKを出したら建設されるのか。
↓法律的には地方自治体の

長が反対しても、事業計画が国や北海道で認可されれば、建設は進むものであり、拒否権は、ありません。ただ、今回の計画の場合、計画エリアが国有林の保安林なので、事業者が林野庁に土地利用申請をする段階で地元の市町村長の同意書がな

ければ土地使用が許可にならないと確認しています。

○村長は風力発電に賛成なのか反対なのか。

↓賛成か反対なのかと聞かれたら、今は「判断しか

ねます」と答えます。関電の1回目の計画書を自分が見ても疑義があるようなものです。北海道の環境の審議会を傍聴した

り、専門家の先生の意見を聞いてどう判断するか

○低周波の害の実例があったのか。

▼体質にもよると思うが、事業全てに害を与えて命を奪うとか生活ができなくなるような実例はでていません。海外では低周波

そのものが影響ある・ないは別にしても、住んでいるエリアで起こることばかり成らんという地域もあり、反対してやめた事例はあります。

（企画地域振興係）
○風力発電の事業規模はどのくらいなのか。

↓計画では2事業者合わせて40基程度と見込まれています。現在は、日立において風況調査、関電においては、環境影響評価に基づき、北海道において環境影響評価配慮書

に對する審議が行われています。国有林保安林内が事業エリアで、村としても、意見を付する機会があります。現状では、風力発電計画書に對して厳しい意見が多いようです。この他、今後の様々な開発計画に對する村の方向性・姿勢を示す「景觀計画」の制定を検討しています。

（企画地域振興係）
○むらバスを利用している。

協会病院方面や他のダイヤとの接続などをもっと周知してはどうか。

↓12月広報にて、むらバス
ニキバス、中央バス余市
循環線の接続や利用につ
いて周知を行いました。

(総務係)

【保健福祉課所管】

○保育所について、2歳児以下の受け入れの計画はあるのか。放課後子ども教室についても、土日や夏休み、冬休み対応を希望する声があるがどうか。
↓1歳児の受け入れを行う

ことはできないか、検討を進めています。放課後子ども教室については、カルデラクラブから教育委員会へ移管された当時は長期休暇の開設はなかったが、半日だけでもと

いう声があり、何とか対応できるようにしました。(受け入れ拡充) 当時を知らない人は、もつともつとという話になる。保育所と同じで、そういう意見(受け入れ要件を拡充してほしい)があるのは知っているがすべてに対処することはできない。行政依存ではなく、協働の視点も重要だと感じています。(福祉係)

(福祉係)

【産業課所管】

○鹿、アライグマの畑への
食害が多い。対策は？

電牧柵設置支援、箱罌貸出のほかに、余市猟友会に依頼し、駆除を行っています。現在、鹿を100頭以上の捕獲していますが、それでも追いつかない状況です。現在は、捕獲後の個体処理が課題で、バイオ処理の有効性を検証するため試験的に取り組みを行っています。

(農政係)

○コロナ禍が始まり赤井川村に仕事で来てくれる方がいたが、住むところがなく話はなくなつた。住むところを確保し、生活できる条件を整えることが大事かと感じている。

↓住宅2戸をリフォームし、新規就農や短期移住者用

住宅として整備を進めています。夏場の労働力だけをターゲットに住居を確保した場合、冬場は村で管理していかなければならぬ。難しいがあります。

離農された方で、家を貸しても良い方もいますが、しりべし空き家バンクへの登録はされていません。

(産業係)

○新規就農者など新しく来てくれる人はいるが、戻って来る子たちへの支援という考えはあるか。

↓公共施設が空いているところを整備して、地元で新たな人材、企業が来てくれるような仕組みを地方創生事業として来年度から取り組むことができれば、よう計画をしています。

地域で起業を進め、将来的に観光、小売りなど村内で経済循環する仕組みを作り、情報発信により選ばれる村になるよう力を入れます。（産業係）

○森林環境譲与税はどのく

↓
森林環境譲与税は面積や人口などの算定基礎としており、村は年間600万円程度交付されています。譲与税は基金に積んで、今年には民有林の森林

整備事業への助成や今後の意向調査を行っています。
(産業係)

【建設課所管】

○天候状況(濃霧の日など)により、車の運転が危険な日がある。その際は、道路の区画線を目安にしているが、白線が消えていたりする場所があり特に診療所から都方面への運転が大変である。

↓道道のようなので、小樽建設管理部へ要望としてお伝えします。北海道の予算も厳しく除雪・草刈も大変な状況です。また、道路幅員によりセンター、サイドラインの基準もあり全てひけるわけではありません。
(土木係)

【教育委員会所管】

○学校で長期欠席、不登校の子はどれくらいいるかまた、そのような子への対応はどのようにしているのか。

↓スクールカウンセラーを活用はしているのか。頻度はどれくらいか。
↓新型コロナウイルス感染症の影響で全国の不登校割合が10.8%、村は現在その3分の1の3%程度となっています。人数に関しては控えさせていた

だきます。

家庭訪問、感染症で通学できない子には、タブレット端末を使いリモート学習を行っていたり、他の子たちが下校後に登校して勉強している状況にあります。スクールカウンセラーは活用しており、北海道のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー両方合わせて月に1回ほどの頻度です。

○小学校の統合の話になるが、児童が少ないよりは多いほうがいいと思う。これから更に少なくなると思うので、そこを考えると危険なゾーンになってきているかと。保育所が1か所なのに小学校で別れてしまう。中学校と一緒になるのが可哀想に思う。ちょっとしたことで不登校になりやすい環境にあるのかと思うので、そろそろ舵を取っていただきたいと感じている。
↓令和6年度を目途に方向性を出すように動いています。合意形成が早ければ前倒しもあり得ます。色々な意見があるので、今すぐにやりますという状況ではないので、コミュニティスクールでも色々議論していただければ

と考えています。PTA会長が学校運営協議会の委員なので、そういった声を集めるところであり、委員に声を届けていただければと思います。



赤井川村立都小学校

○都小、赤小の合併はどうなっているのか。
↓現時点では、令和6年度には判断を進めていく計画です。

※回答については2月上旬時点で整理した事項を掲載しておりますので、ご了承ください。



「ゼロカーボン」ってなあに？

第7回 赤井川村で新しいゼロカーボンへの取り組みが始まります！

令和4年度、赤井川村では、2030年を見据えて赤井川村のゼロカーボンを実現するためには、「赤井川村エネルギービジョン」(令和3年3月)で示した7つの再生可能エネルギー導入プロジェクトとともに、村内及び周辺地域に賦存する再生可能エネルギー活用に関して戦略的プログラム構築が必要であるため、地域資源循環並びに地域資金循環の観点から、まち、くらし、しごとに寄与する持続可能な「ゼロカーボンビレッジAKAIGAWA推進戦略」(令和4年3月)を策定しました。

今年度は、赤井川村がゼロカーボンへ向けた次のステップに進むため、赤井川村「ゼロカーボンビレッジAKAIGAWA」推進戦略実現に関する調査を行います。

調査や計画策定の他に、今後もイベントなどを実施する予定です。その際は、広報あかがわや村のホームページ、防災無線などでお知らせしますので、ご参加いただければ幸いです。

2050年には、「赤井川村がゼロカーボンな村」となるよう取り組みはまだま続きます！



ゼロカーボンビレッジAKAIGAWA推進戦略(冊子版の表紙)です。

年金だより

国民年金の保険料を納めるのが困難な場合：

国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより、納付することができない方が、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「保険料免除制度」があります。

■免除となる所得のめやす

◇全額免除 ↓（扶養親族等の数＋1）×35万円＋32万円

◇4分の1納付（4分の3免除）
↓88万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

◇半額納付 ↓128万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

◇4分の3納付（4分の1免除）
↓168万円＋扶養親族等控除額

※申請人ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
※令和5年1月～令和5年6月分の申請については、前々年（令和3年）の所得で審査を行います。

■継続審査をご存じですか？

国民年金の保険料免除手続きは1年間（7月～翌年の6月）を単位として、毎年行うのが原則ですが、申請書下部の継続申請確認欄に○を記入すると、全額免除、及び納付猶予の2つの区分に限り、改めて申請をすることなく、審査を自動で済ませることがができます。

◇所得の審査を行う為、申告等を済ませていることが条件です。

◇災害、失業、配偶者の暴力等によって、保険料の納付が著しく困難であると認められたことによる特例の全額免除、及び4分の1・半額・4分の3免除では、継続申請はできませんので、ご注意ください。

※詳しくは、小樽年金事務所（Tel 0134-6515003）までお問い合わせください。

年金受給者 死亡時の手続き

年金

を受けられている方（年金受給者）が亡くな

れた場合は、亡くなられた時から14日以内に親族の方などから「年金受給権者死亡届」を提出していただくことになります。提出が遅れると亡くなった後も年金が引き続き支払われ、遺族の方よりお返しいただくこととなりますので、ご注意ください。

また年金受給者が受け取り残した年金がある場合、年金受給者と生計を同じくしていた遺族（配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）の方が「未支給年金」を請求いただくことでお受け取りいただけます。

なお、未支給年金は年金受給者が亡くなった月分まで受け取ることができます。

■お問い合わせ

住民課住民係
Tel 48-6278

労働保険のお知らせ

令和5年度労働保険（労働保険・雇用保険）の年度更新期間は、6月1日（木）～7月10日（月）です。

最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚生労働省ホームページでもご覧いただけます。
◇年度更新申告書書き方パンフレット

労働保険のお手続きに「電子申請」を是非ご利用ください！自宅やオフィスから24時間いつでも申告・納付が可能です。
◇労働保険電子申請特設サイト



税務職員募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。

令和5年度の採用試験の概要は次のとおりです。

■受験資格

○令和5年4月1日において高等学校又は中等教育学校卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者

○令和6年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

■申込受付期間

(インターネット申込み)

6月19日(月) 午前9時

～6月28日(水) 受信有効

○申込専用アドレス

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※インターネット申込みができない場合

受験を希望する第1次試験地を所轄する国税局にお問い合わせください。

第1次試験【基礎能力試験、適性試験、作文試験】

9月3日(日)

第1次試験合格者発表日

10月5日(木)

第2次試験【人物試験、身体検査】

10月11日(水)～10月20日(金)のうち指定する日

最終合格者発表日

11月14日(火)

不明な点は、左記の問い合わせ先へお尋ねください。

■お問い合わせ

○札幌国税局人事第2課採用担当
Tel 011-231-5011
(内線2315)

○最寄りの税務署(総務課)

6月1日は「電波の日」

総務省では6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

総務省北海道通信局では、電波の使われ方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談は、次へお問い合わせください。

お問い合わせ

総務省北海道総合通信局

Tel 011-737-0099

※受付時間は、午前8時30分～正午、午後1時～午

後5時(土・日・祝日を除く)です。

自衛官募集

自衛官候補生 陸・海・空(男子・女子)、予備自衛官補(一般・技能)を募集します。

※自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢が18歳以上33歳未満に改正されました。

お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

小樽市稲穂2-22-4

樽石ビル2F

Tel 0134-22-5521

赤井川村の空間放射線量の状況

村では本村にお住まいの方、また来村される方が安心して過ごすことができるよう放射線量率情報を公開しています。

お知らせする数値は北海道により整備された環境放射線モニタリングポスト及びテレメータシステムを利用し収集されたもので、測定方法等は左記のとおりです。

測定方法

測定機器/モニタリングポスト(北海道設置)

測定場所/北後志消防組合赤井川支署

■モニタリングポストによる測定データ

年月日	空間放射線量率 (単位: μGy)	天候
2023.4.18	0.050	晴れ
4.21	0.051	晴れ
4.25	0.050	くもり
4.28	0.050	くもり
5.2	0.050	晴れ
5.5	0.051	晴れ
5.9	0.050	くもり
5.12	0.050	くもり

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

赤井川村の空間放射線量の状況

※即時データを村で抽出して掲載することから、北海道が公式に発表するデータと異なる場合がありますのでご了承ください。

HP/北海道原子力環境センターHPで即時データが確認できます。
(<http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/>)

※HPで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

測定単位/ μGy (マイクログレイ)

6月の気象情報

天気は数日の周期で変わるでしょう。

気温ー高40%・平40%・低20%

降水量ー高30%・平40%・低30%

広報あかいがわ 2023.6.1

14

住民のまど

〔4月15日～5月14日届出〕
この期間に戸籍の届出はあ
りませんでした。

村長のうごき

〔4月15日～5月14日〕

(4月)

16日◇練習艦かしまレセプ
ション／小樽市

17日◇大西敏典人権擁護委
員へ委嘱伝達／字赤

井川

◇原智之氏へ北海道土
地改良事業団体連合
会優良職員表彰伝達
／字赤井川

20日◇令和5年度高等学校
適正配置計画地域別
検討協議会(Web

出席)／字赤井川

21日◇日本で最も美しい村
連合北海道連携会議

事務／美瑛町

24日◇赤井川村長選挙当選
証書交付式出席／字

赤井川

25日◇京極町長退任挨拶来
庁／字赤井川

◇後志町村会臨時総会
／倶知安町

26日◇住友林業地熱調査報
告／字赤井川

◇JOGMEC地熱調

27日◇初登庁訓示／字赤井
川

◇入札／字赤井川

◇赤井川村商工会成年
部長来庁懇談／字赤

井川

◇赤井川村農林業活性
化推進協議会／字赤

井川

◇有害鳥獣関係懇談／
字赤井川

28日◇Yukiroro・
ロタ氏との懇談／字
常盤

(5月)

1日◇新おたる農業協同組
合長との酪農経営懇
談／仁木町

6日◇教育関係者懇談会／
小樽市

7日◇地方財政勉強会／倶
知安町

8日◇葬儀参列／余市町

10日◇入札／字赤井川

◇北後志消防組合臨時
議会／余市町

11日◇日本で最も美しい村
連合北海道連携会議

／江差町／12日

13日◇長谷川岳参議院議員
政経セミナー／札幌
市

むらの日誌(4月)

3日◇辞令交付・訓示

◇校長・教頭合同会議

◇教頭会議

◇教職員辞令交付

4日◇指名選考委員会

◇赤井川村表彰審議委
員会

6日◇選挙事務打合せ会議

12日◇入札

13日◇道の駅直売所協議会
役員会

17日◇学校経理事務担当者
会議

22日◇地域おこし協力隊員
面接

24日◇選挙管理委員会

◇選挙会

25日◇教育委員会

◇校長・教頭合同会議

◇教頭会議

◇赤井川村畑かん用水
施設維持管理組合理
事会

27日◇入札

◇赤井川村農林業活性
化推進協議会事務局
会議

無料法律相談所の開設

■日時

6月21日(水)
午後1時から午後4時

■場所

余市町中央公民館(余市
町大町4丁目14番地)
Tel 23-5001

※ご利用される方は、事前
に必ず余市町役場へご連
絡願います。

(Tel 21-2111)

人口と世帯

	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	977	172	1,149	+6
男	495	112	607	+6
女	482	60	542	±0
世帯数	516	161	682	+11

※令和5年4月30日現在

■今月の表紙

今月の表紙は、2期目を迎えた馬場村長の初登庁の際の写真です。

当日は新しい門出に相応しい気持ちのよい天気の中、職員に迎えられました。

登庁後には、職員へ向け2期目の所信が表明されました。



赤井川村写真館～赤井川の四季～



撮影：赤井川村教育委員会 場所：山村広場 撮影日：2023年5月13日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

編集後記

■早いもので1年も、もう折り返しとなりました。これからどんどん気温が上がって夏になりますね！

さて、今年はイベント開催の体制も変わり、新たに「まるっとカルデラ農村フェス」が9月に開催されます。今月号から農村フェスについて連載が始まります。進捗の状況をお知らせしますので、皆さまお楽しみに！（K）

【発行情報】広報あかいがわ2023年6月号（No.697）

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川74番地2

TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail info@akaigawa.com

■印刷／(株)総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかいがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や村政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかいがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



やすらぎと感動の赤井川
人が集まる美しいカルデラの里



CARBON OFFSET



道産材使用



VEGETABLE OIL INK

広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。



the most beautiful
villages
in japan